

茶の幼木園における蒸気による雑草防除技術

利用対象：茶生産者、指導者

除草剤を使用しない有機栽培の茶園では、幼木園での除草は刈払い機あるいは手作業で行う必要があるため、生産者への作業負荷が大きくなっています。今後、有機農業を進めるうえで、除草にかかる労働負荷の低減や省力化は非常に重要なことから、有機栽培でも利用できる蒸気を用いた乗用型除草機の利用方法の構築を行いました。



乗用型蒸気除草機
（カワサキ機工株式会社 KJST8）



処理前



処理8日後

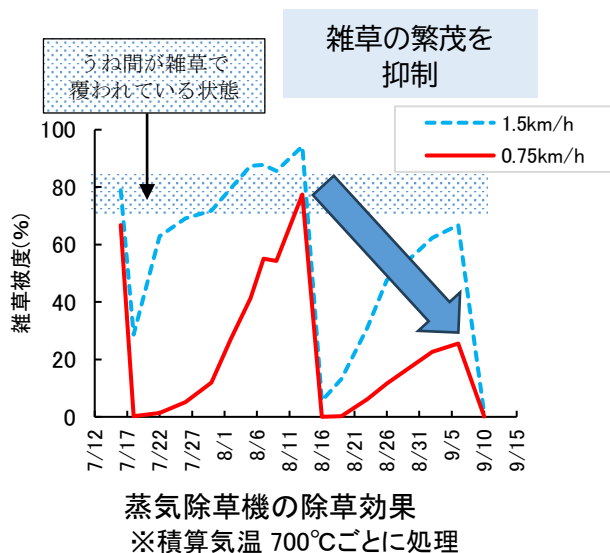
蒸気除草機処理前後の地表面の様子

○蒸気除草機の使用方法

- ・走行速度：0.75 km/h
- ・処理回数：春季の3～4月に1回あるいは2回処理、5月中旬から10月までは積算気温700℃ごとに計5～6回処理。

○留意点

- ・積算気温は1日の平均気温を足したもので、盛夏期は24日、秋期は30日程度で700℃に達する。
- ・蒸気除草後、蒸気が当たらなかった部分は刈払い機で除去する。



お問い合わせ先	茶業・花植木研究室 茶業研究課 電話 0595-82-3125
参考になる資料	http://www.pref.mie.lg.jp/nougi/hp/74882027005.htm